

図書館内での電子機器使用に関する申合せ事項

平成 24 年 5 月 15 日

図書館内での静粛を保つため、図書館内での電子機器の取り扱いについては以下のとおりとする。

- 1 携帯電話等による通話は禁止する。
- 2 携帯電話・デジタルカメラ等を用いて図書館資料を複製する場合は、職員に申し出の上、新聞閲覧台付近にて撮影する。撮影した複製物の取扱いには、著作権法上の私的使用であることをわきまえ、第三者への流通は行わないよう留意する。
- 3 その他機器（パソコン等）については、周囲の迷惑にならない範囲で使用する。